

令和5年第3回教育委員会定例会会議録

1. 開会日時及び場所

開会 令和5年3月14日（火）午後2時

場所 能勢町役場本館会議室（1）

2. 出席委員

教育長 加堂 恵二 職務代理者 的場 麻子 委員 市村 依子

委員 中澤 安弘 委員 泉 孝英

3. 事務局職員出席者

教育次長 寺内 啓二、学校教育総務課長 奥 成久

生涯学習課長 松田 正弘、学校教育総務課教育総務担当係長 岡 康一

4. 議事の次第

寺内次長 <開会>

加堂教育長 <挨拶>

皆さん、こんにちは。定例会へのご出席、大変ご苦労様でございます。

今朝は少し寒かったですが、それでも春めいてまいりました。次の土曜日は彼岸の入りということで、暑さ寒さも彼岸までと申しますが、急に暑くなるかもしれません。気温の寒暖差が激しい時期ですので、ご自愛いただきたいと思っています。

また、今日は午前中、能勢ささゆり学園の第1回目の卒業式でした。感動的な良い式だったと思います。卒業した子どもたちは、6年生のときに新型コロナが流行して全国一斉の休校となり、それ以来、新型コロナに明け暮れた3年間を過ごしてきて、やっと昨日からマスクが自己判断で付けられるようになりました。いろいろな制約がある中で学校行事を頑張ってやってきましたので、きっと困難に負けない人生を送ってくれるのではないかと期待しています。

本日の案件は、議案が5件です。最後まで慎重審議をよろしく願います。

それでは定例会を始めてまいります。会議録の署名について、第3回定例会会議録署名委員は、中澤委員にお願いします。

それでは議事に入ります。議案第3号「個人情報の保護に関する法律の施行に関する能勢町教育委員会規則の制定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

寺内次長 本件につきましては、個人情報の保護に関する国の法律改正及び町の条例制

定に伴い、新たに教育委員会規則を制定することにつき、教育委員会の承認を求めるものです。

この個人情報保護制度につきましては、これまで各地方公共団体がそれぞれの条例等において保護の基準などのルールを定めていたところですが、令和3年に個人情報保護法制の一元化が図られ、本年4月1日から国の法律による全国的な共通ルールが適用されることとなっています。

このことにより、各団体において、法律と重複する規定を削除するなどの条例改正等を行う必要が生じたところ です。

本町におきましては、昨年の12月定例会議において、新たな条例として、4ページから6ページまでに添付している能勢町個人情報の保護に関する法律施行条例が可決・成立し、来月1日から施行されることとなっています。

本件規則につきましては、その施行条例の施行に伴って廃止されることとなる能勢町個人情報保護条例の規定に基づき定めていた規則に代えて、新たに法律及び施行条例の施行に関して必要な事項を定めるものです。

具体的内容としましては、2ページの規則本文に記載しているとおり、7ページに添付している新たな町の規則、能勢町個人情報の保護に関する施行細則の例によるとするものです。

2ページの附則、第1項において施行日を本年4月1日と定め、第2項において、現在の能勢町個人情報保護条例の施行に関する能勢町教育委員会規則を廃止することを定めています。第3項では経過措置を定めていますが、現時点で手続きが継続している事案はありません。

議案第3号についての説明は以上のとおりです。ご審議のうえ、お認めいただくようお願いいたします。

加堂教育長

説明が終了しました。これから質疑を行います。
何か質疑はございませんか。

特にないようですので、これから採決を行います。議案第3号は、原案のとおり承認してよろしいですか。

一同

異議なし。

加堂教育長

異議がないようですので、議案第3号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、議案第4号「能勢町立学校の府費負担教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

寺内次長

本件につきましては、地方公務員の定年年齢が 65 歳に引き上げられることに伴い、職員の再任用に関する制度に変更が生じることとなったことから、文言の一部を改正することにつき、教育委員会の承認を求めるものです。

3 ページの新旧対照表をご覧ください。

改正箇所は 3 か所です。いずれも「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めることとするものです。

施行日については、来月 1 日です。

ここで、今回の定年年齢の引き上げに関することについて、補足の説明をさせていただきます。4 ページに参考として添付している資料をご覧ください。

この定年年齢の引き上げにつきましては、令和 3 年 6 月に公布され、来月 1 日に施行されることとなっている地方公務員法の一部改正に伴い実施されるものです。令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ段階的に定年年齢が引き上げられ、令和 13 年度で 65 歳定年の制度が完成することになっています。私であれば、昭和 40 年度の生まれですので、令和 10 年度に 63 歳で定年となります。

今回の規則改正により定められることとなる「定年前再任用短時間勤務職員」につきましては、私を例に挙げますと、令和 10 年度で 63 歳定年となるところ、その前に、例えば令和 8 年度の 61 歳のときにいったん退職し、残り 2 年を短時間勤務の職員として働くことが選択肢としてあり、その働き方を選択した職員を表す言葉となっています。

また、附則第 2 項に規定されている「暫定再任用短時間勤務職員」につきましては、私であれば、63 歳で定年退職した後、65 歳になるまでの 2 年間について、現在の再任用制度と同様、フルタイムと短時間のいずれかを選択して引き続き勤務することができることとなっているところ、短時間勤務を選択した職員を表す言葉となっています。

議案第 4 号についての説明は以上のとおりです。ご審議のうえ、お認めいただくようお願いします。

加堂教育長

説明が終了しました。これから質疑を行います。

何か質疑はございませんか。

特にないようですので、これから採決を行います。議案第 4 号は、原案のとおり承認してよろしいですか。

一同

異議なし。

加堂教育長

異議がないようですので、議案第 4 号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、議案第 5 号「能勢町歴史資料室規則の廃止について」を議題と

します。事務局の説明を求めます。

寺内次長

本件につきましては、能勢町歴史資料室規則を廃止することについて、教育委員会の承認を求めるものです。

3 ページの現行規則をご覧ください。第 1 条において、歴史資料室を設置する場所を「能勢町倉垣 712 番地能勢町住民サービスセンター内」と定めています。ご承知のとおり、この住民サービスセンターにつきましては、来月から旧歌垣小学校に整備されたふれあいプラザに移転することとなっています。

歴史資料室も併せて移転ということはできないことから、本規則については廃止せざるを得ないと判断したものです。

なお、現在歴史資料室に展示している民具や遺物等につきましては、直ちにというわけにはいきませんが、町のいずれかの公共施設において展示することができるよう、事務局内部で検討し、また、関係部局と調整を図っていきたいと考えていますので、ご理解いただくようお願いします。

議案第 5 号についての説明は以上のとおりです。ご審議のうえ、お認めいただくようお願いします。

加堂教育長

説明が終了しました。これから質疑を行います。

何か質疑はございませんか。

特にないようですので、これから採決を行います。議案第 5 号は、原案のとおり承認してよろしいですか。

一同

異議なし。

加堂教育長

異議がないようですので、議案第 5 号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、議案第 6 号「豊能郡地区教科用図書採択協議会規約の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

寺内次長

本件につきましては、令和 5 年度において、令和 6 年度から前期課程において使用する教科用図書の採択のための調査を行うことに関して、本規約の一部を改正する必要が生じたことから、法令の定めるところにより豊能町教育委員会と協議を行うことについて承認を求めるものです。

2 ページの新旧対照表をお願いします。改正する箇所は、2 か所です。

昨年 4 月に能勢ささゆり学園が義務教育学校に移行したことから、第 1 条に列記している学校として「義務教育学校」を追加するものです。

また、第 14 条第 3 項において、第 1 条の改正に伴い文言の整理を行うこととして

います。

この改正につきましては、本日ご承認をいただいた後、豊能町教育委員会との協議を経て、来月 1 日から施行する予定としています。

3 ページ以降につきましては、参考として改正後の規約を添付していますので、ご参照いただければと思います。

議案第 6 号についての説明は以上です。審議の上、お認めいただくようお願いします。

加堂教育長

説明が終了しました。これから質疑を行います。

何か質疑はございませんか。

特にないようですので、これから採決を行います。議案第 6 号は、原案のとおり承認してよろしいですか。

一同

異議なし。

加堂教育長

異議がないようですので、議案第 6 号は、原案のとおり承認することに決定しました。

続きまして、議案第 7 号「野間の大けやき保護増殖検討委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

寺内次長

本件につきましては、本月 31 日付任期満了に伴い、野間の大けやき保護増殖検討委員会設置要綱第 3 条第 2 項の規定により次期委員を委嘱することについて、教育委員会の承認を求めるものです。

今回委嘱する委員については、1 ページの表に掲げる 6 名です。6 名全員が前期から引き続いての委嘱となります。

なお、参考資料として 4 ページに添付している前期の委員構成と比較しますと 1 名減となっています。これにつきましては、現に委員として就任していただいている NPO 法人大きな樹の平田理事長が、本年 1 月に野間稲地区長に就任されたことに伴うものです。

任期につきましては、同要綱第 3 条第 3 項の定めるところにより、本年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 2 年間としています。

議案第 7 号についての説明は以上です。ご審議の上、お認めいただくようよろしくお願いいたします。

加堂教育長

説明が終了しました。これから質疑を行います。

何か質疑はございませんか。

	特にないようですので、これから採決を行います。議案第7号は、原案のとおり承認してよろしいですか。
一同	異議なし。
加堂教育長	異議がないようですので、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定しました。 続きまして「令和5年第2回定例会会議録」の承認を行います。 何か意見などがあればお願いします。 ないようですので、「令和5年第2回定例会会議録」を承認してよろしいですか。
一同	異議なし。
加堂教育長	「令和5年第2回定例会会議録」を承認します。 次に「教育長報告」を行います。 3月14日(火) 能勢ささゆり学園卒業式が開催されました。 教育委員会定例会を開催しています。 奨学資金運営委員会を開催します。 3月17日(金) 校長・副校長会を開催します。 3月22日(水) 教頭会を開催します。 3月28日(火) 教育委員会臨時会を開催します。 総合教育会議が開催されます。 3月29日(水) 豊能地区教職員人事協議会が開催されます。 3月31日(金) 教職員退職者辞令交付式を開催します。 引き続き「議会関係」です。 3月1日(水) 全員協議会が開催されました。 3月6日(月) 3月定例会議本会議が開催されました。 3月7日(火) 3月定例会議本会議が開催されました。 3月8日(水) 3月定例会議本会議が開催されました。 3月15日(水) 予算常任委員会が開催されます。 3月17日(金) 予算常任委員会が開催されます。 3月23日(木) 3月定例会議本会議が開催されます。 3月24日(金) 3月定例会議本会議が開催されます。

続きまして、3月6日及び7日に行われた3月定例会議の一般質問と答弁について、ご報告させていただきます。

教育委員会に対する一般質問につきましては、3名の議員から質問がありました。

平田議員からは府立高校の再編整備方針案について、井上議員からは今後の新型コロナウイルス感染症の予防対策について、中西議員から能勢ささゆり学園の教育環境についてそれぞれ質問があり、具体的な内容について答弁いたしました。

続きまして、その他に入ります。

その他について、事務局から何かありますか。

寺内次長

令和5年度の能勢町教育基本方針（案）について、概要の説明をさせていただきます。少し長くなると思いますが、よろしくお願いします。

まず、全体的なこととしまして、毎年この時期に教育委員会に諮って策定しているこの教育基本方針ですが、基本的に大阪府の「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」を基に作成しているところです。

先月の定例会の際にお知らせしましたとおり、その指導・助言事項の内容が、令和5年度から第2次大阪府教育振興基本計画を踏まえて再構成される見込みであることを踏まえまして、本方針についても構成を見直すこととしていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

それではまず、A3版の「重点課題及び重点施策の異動」と題した資料をご覧ください。

一番左側に令和5年度の指導・助言事項の各章の名称を記載しています。その横に、その各章に対応する形で、今回の方針における重点課題を記載しています。そしてその横に、重点課題ごとの重点施策を記載しています。記載のとおり、令和5年度におきましては7つの重点課題と27の重点施策を設定したところです。

その右側には、令和4年度の方針で設定した31の重点施策が、概ねどのような形で令和5年度の重点施策に異動しているかを、矢印により示させていただきます。

これを踏まえまして、A3版、ホッチキス留めの比較表をご覧ください。左側が令和5年度の案、右側が令和4年度の方針です。構成を見直したことに伴い、令和4年度の欄につきましては、令和5年度案に相当する部分につき、令和4年度の記載と比較できるような形で整理しています。記載内容を大幅に見直しているところもありますので、これまでのように変更箇所を太字にするといったことはしていませんので、ご了承願います。

なお、これからこの比較表に沿って順次説明をさせていただきますが、時間の都合もありますので、記載内容の一つひとつまで詳細にということは差し控

えさせていただきます。令和4年度の記載内容、また、先に配布しました指導・助言事項の内容と照らし合わせながら、それぞれご確認いただければと思います。よろしくお願いします。

1 ページ、左側の「はじめに」です。これまでの方針では、記載する順番として最初に「基本方針」を掲げ、その次に「はじめに」と続けていましたが、これを改め、「はじめに」から記載するようにしています。また、その内容についても、令和4年度は「未来を拓く教育を目指して」と題して記載していたところですが、この部分については指導・助言事項に記載された内容を、ほぼそのまま転記するような形であったこともありますので、その全部を削除することとしました。さらには、「能勢町の教育」の部分につきましても、令和4年度のところに記載されている、「努めていく」「取り組んでいく」「目指していく」といった目標のようなものではなく、能勢町の教育の現状を記載するように改めました。加えまして、これまで「はじめに」のところにほぼ記載のなかった社会教育の分野に係る記載を追加しています。

次に、3 ページの基本方針です。一部文言を修正している箇所はありますが、概ね前年どおりです。

4 ページの重点課題です。指導・助言事項に沿う形で、7 項目を掲げています。

5 ページ、重点施策の1 (1) 学習指導要領の確実な実施です。指導・助言事項を参考に記載内容を改めています。

6 ページの下、⑤指導方法の工夫改善です。令和4年度の記載から習熟度別指導に関する部分を削除しています。これは、過去に加配教員を確保して取り組んでいたことを踏まえたものであるところ、現在はそれを目的としては加配教員を配置していませんので、実態を踏まえて削除したものです。

7 ページの中ほど、②英語力の育成です。指導・助言事項を参考に、一部記載を追加しています。

9 ページの下、③合理的配慮についての適切な対応と個別の教育支援計画の作成・活用・引継です。右側、令和4年度の記載から、新型コロナウイルス感染症に関する部分を削除しています。

11 ページの(3)①いじめの未然防止と早期発見・早期対応です。右側、令和4年度の記載から、新型コロナウイルス感染症に関する部分を削除したほか、インターネットに関する記載を12 ページの⑤に移動させています。

12 ページの③から⑤までにつきましては、指導・助言事項を参考に記載を追加したものです。

13 ページの中ほど、(5)食育の推進です。令和5年度から学校給食費の無償化を実施することにつきまして、その目的として食育の一層の充実を掲げていることから、この項目の中で記載することとしています。

その下の3、将来を見すえた自主性・自立性の育成です。これにつきまして

は、指導・助言事項の各章に沿って重点課題を設定することとしたことに伴い、新たに追加した項目です。内容につきましては、指導・助言事項の記載を参考にしています。

少し飛びまして、18ページの上、(4)部活動の取組の記載の続きとなりますが、休日の学校部活動の地域移行に関する記載を追加しています。

その下、②学校安全の取組です。昨年9月に静岡県で発生しました、バスへの置き去りにより3歳の園児が死亡した事故を踏まえまして、国全体として取組の強化が求められている事故防止の取組に関して、記載を追加しています。

19ページの上、④学びに向かう環境づくりの充実です。右側、令和4年度の記載から、新型コロナウイルス感染症に関する部分を削除したほか、ヤングケアラーに関する記載を12ページの③に移動させています。

その下、⑤個人情報の適正な取扱いです。指導・助言事項を参考に記載を追加しています。

21ページの中ほど、③読書活動の充実です。右側、令和4年度の記載から、学校図書室に関する記載を削除しています。

大変雑ばくなものとなりましたが、本方針の概要説明は以上のとおりです。今申しあげましたほか、複数の箇所において文言の整理も行っていますので、ご確認いただければと思います。

この方針につきましては、3月28日（火）開催予定の臨時会において正式に議案として提出したいと考えています。その開催通知を24日（金）に送付する予定としています。その際に、現在作成中の別冊「令和5年度に取り組む主な事業」も含めまして委員の皆様へ送付したいと考えています。祝日もあることからタイトな日程になり申し訳ありませんが、ご一読いただいた上、来週20日（月）までにご意見、ご指摘をいただければと思います。いただいたご意見等を踏まえまして、また事務局においても改めて精査を行いました上で、別冊と合わせて成案を作成していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

説明は、以上です。

加堂教育長

何かご質問はありませんか。

中澤委員

7ページの⑤指導方法の工夫改善のところで、習熟度別指導がなくなっています。以前は、習熟度別で加配がありましたが、今はそうではないのですか。

寺内次長

現時点では、複数クラスにするために加配の目的を振り替えています。習熟度別指導については、大阪府のヒアリング等におきましても、それほど強くは言われていない状況です。

加堂委員長	他にご質問はありませんか。 ないようですので、これで「令和５年度能勢町教育基本方針（案）について」を終わりたいと思います。先ほど事務局からありましたとおり、来週20日（月）までにご意見、ご指摘をいただきますようお願いいたします。 他に何かありますか。 ないようですので、次回定例会等の日程調整を行います。 令和５年第４回定例会を４月２７日（木）午後２時としておりましたが、よろしいでしょうか。
泉委員	団長会議が入っておりまして、予定が重なっています。
寺内次長	それでは、令和５年第４回定例会は、４月24日（月）午後２時からでいかがでしょうか。
一同	異議なし。
加堂委員長	令和５年第４回定例会は、４月24日（月）午後２時からと決定します。 続きまして、令和５年第５回定例会の日程について調整をお願いします。
寺内次長	令和５年第５回定例会は、５月25日（木）午後２時を提案します。
加堂教育長	よろしいでしょうか。
一同	異議なし。
加堂教育長	令和５年第５回定例会は、５月25日（木）午後２時からと決定します。 他にございませんか。 （特になし） ないようですので、これで本日の定例会を終了いたします。
	（閉会 午後２時４０分）